

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市コミュニティセンターの会議室等の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市コミュニティセンター条例		(条項) 第5条第1項
基 準 法 令 名	大津市コミュニティセンター条例 大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則 大津市暴力団排除条例		(条項) 第5条第3項 (条項) 第4条 第8条
所 管 部 署	市民部自治協働課		
標 準 処 理 期 間	7 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 大津市コミュニティセンター条例第5条第3項各号に該当しないことを基準とし、同項第3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則第4条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。 また、大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときにおいても大津市コミュニティセンター条例第5条第3項各号に該当しないことを基準とする。 【根拠法令】 大津市コミュニティセンター条例 (使用の許可) 第5条 別表第1項各号に掲げるセンター（第3条第1項の分館を含む。以下同じ。）の会議室等（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、市長（第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下同条及び第9条を除き、「指定管理者」という。）が管理するセンター（以下「指定管理施設」という。）にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。 【基準法令】 大津市コミュニティセンター条例 第5条第3項 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) センターの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。 (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。 大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則 (入館者の遵守事項) 第4条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) センターの施設又は設備等を汚損し、又は毀損しないこと。 (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。 (3) その他係員の指示に従うこと。			

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利用すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。